

船舶におけるドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練に関するQ & A

※ ドライブレコーダーを活用した教育訓練に関しては、国土交通省 HP もご参照ください。

(URL : https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000061.html)



義務化について	
Q1	ドライブレコーダーを活用した教育訓練の義務化について、分かりやすく解説したものはないのか。
Q2	義務化される対象事業を教えてください。
Q3	この制度の対象となる「第二号旅客不定期航路事業」とは、具体的にどのような事業か。
Q4	遊漁船業を営んでいるが、義務化の対象となるか。
Q5	自分が義務化対象か、どうやったら確認できるのか。
Q6	義務化対象の事業を営んでいるが、何をいつまでに準備する必要があるか。
Q7	既にドライブレコーダーを船舶に設置している。このまま使用できるか。
Q8	船舶の形状的にドライブレコーダーの装着が難しい。
Q9	義務化対象なのに、教育訓練を行わなかったらどうなるのか。
Q10	自船ではなく、他の船舶で撮った映像を訓練に使用しても良いか。
Q11	ドライブレコーダーではなく、スマートフォンを利用して撮影することはできるか。
Q12	いつ映像を撮っている必要があるか。
Q13	運航時にのみ、その都度ドライブレコーダーを装着する形でもよいのか。
Q14	第二号旅客不定期航路事業の許可を受けている航路を運航する船舶で、本義務化の対象外となる船舶はないのか。
Q15	航行区域で義務の適用関係は変わるか。
Q16	複数航路の事業を営んでいる場合、義務化対象となるのは第二号旅客不定期航路事業の航路だけか。
Q17	複数の船舶を持っているが、全ての船舶にドライブレコーダーを設置する必要があるか。
Q18	使用している船舶が複数あり、普段使っていない船舶にもドライブレコーダーの設置が必要か。
Q19	プライバシーや従業員の個人情報への配慮はどのように行えばよいのか。
Q20	義務対象外の事業者でも導入するメリットはあるか。
Q21	普段は使っていないが、第二号旅客不定期航路事業に使用する可能性のある船舶がある。ドライブレコーダーの事前の設置は必要か。
Q22	一度ドライブレコーダーを用いて動画を撮れば、それを用いて教育訓練を行うことができると考える。常時装着・起動する必要はないのではないのか。
Q23	記録した映像は上書きしてはいけないのか。
Q24	必ずしもバックアップをしなくてはならないのか。
Q25	船舶の構造上の制約から、折りたためるポール等にドライブレコーダーを設置している。橋梁下を通過する際などには、ポール等を折りたたむ必要があり、一時的に撮影できない時間が発生するが問題ないか。

Q26	ドライブレコーダーは高額ではないか。
安全管理規程について	
Q1	設備導入にあたり、事前届出や報告義務はあるか。
Q2	安全管理規程はどのように記載すれば良いか。
Q3	義務化が適用される航路とそれ以外をまとめて一つの安全管理規程で届け出ているが、どうすればよいか。
Q4	いつまでにドライブレコーダーを活用した教育訓練に関する内容を盛り込んだ安全管理規程の届け出をすればよいか。
Q5	船舶へのドライブレコーダーの設置が済んでいれば、義務化開始時点（令和9年4月）で安全管理規程が未更新でもよいか。
Q6	教育訓練の実施頻度に決まりはあるか。
Q7	教育訓練を実施したことについて、記録する必要はあるか。
ドライブレコーダーの性能要件について	
Q1	ドライブレコーダーに求められる機器の性能や要件は何か。
Q2	どのような製品が性能要件を満たすか。
Q3	船舶専用ドライブレコーダーでなければいけないか。
Q4	防水性能がなければいけないか。
Q5	夜間運航時は電源を入れておく必要があるか。
Q6	暗視性能は性能要件に入るか。
Q7	音声の録音は必要か。
Q8	性能要件を満たす製品の型式認定は行っているのか。
Q9	性能要件を満たす製品のリストはあるか。
Q10	定期的な機器点検や校正等は義務付けられているか。

義務化について

Q1 ドライブレコーダーを活用した教育訓練の義務化について、分かりやすく解説したものはないのか。

国土交通省 HP (<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/002000405.mp4>) に解説動画を掲載していますので、ご確認ください。



Q2 義務化される対象事業を教えてください。

海上運送法第 21 条第 2 号により定められた、「小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業（第二号旅客不定期航路事業）」が対象となります。

Q3 この制度の対象となる「第二号旅客不定期航路事業」とは、具体的にどのような事業か。

13 人以上の旅客定員かつ総トン数 20 トン未満の小型船舶を用いて、不定期に運航を行う事業のことで、遊覧船やクルーズ船など需要に応じて運航するものがあります。

Q4 遊漁船業を営んでいるが、義務化の対象となるか。

遊漁船業のみを営む場合は対象となりませんが、兼業として海上運送法第 21 条第 2 号により定められた、「小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業」を営む場合には義務化の対象となります。

Q5 自分が義務化対象か、どうやったら確認できるのか。

当該事業のために受けた許可証をご確認ください。分からない場合には、許可を受けた地方運輸局等へお問い合わせください。

Q6 義務化対象の事業を営んでいるが、何をいつまでに準備する必要があるか。

令和 9 年 4 月 1 日より前に船舶へのドライブレコーダーの設置、教育訓練体制の構築、本教育訓練について安全管理規程へ記載の上、地方運輸局等へ届出が必要となります。

Q7 既にドライブレコーダーを船舶に設置している。このまま使用できるか。

後述の性能要件を満たす機器が適切に設置されていれば、続けて使用していただいて問題ございません。

Q8 船舶の形状的にドライブレコーダーの装着が難しい。

海事局安全政策課やドライブレコーダーメーカー等へご相談ください。

Q9 義務化対象なのに、教育訓練を行わなかったらどうなるのか。

安全管理規程違反と認められ、行政処分等の対象となる可能性があります。

Q10 自船ではなく、他の船舶で撮った映像を訓練に使用しても良いか。

たとえ同じ航路を走る他の船舶であったとしても、気象海象条件は日々変化することやヒヤリハット事例はいつどこで起きるか分からないこと、各操船者や船舶の特徴にあわせたより効果的な教育訓練を行っていただきたいことといった理由から、自船で撮影した映像を使用していただく必要があります。

Q11 ドライブレコーダーではなく、スマートフォンを利用して撮影することはできるか。
ドライブレコーダーの性能要件として求めているものをスマートフォンのカメラが全て満たすのであれば、使用していただいて問題ございません。ただし、発熱やバッテリー持続時間などドライブレコーダーとして販売されているものにはない特有の懸念点があるので注意してください。
Q12 いつ映像を撮っている必要があるか。
実際に航行している時の撮影が必要です。なお回航も含め、船が動いている時は撮影する必要がありますのでご注意ください（夜間は除く）。
Q13 運航時にのみ、その都度ドライブレコーダーを装着する形でもよいのか。
回航を含め、運航している間に備え付けられているのであれば構いません。
Q14 第二号旅客不定期航路事業の許可を受けている航路を運航する船舶で、本義務化の対象外となる船舶はないのか。
対象外はありません。第二号旅客不定期航路事業を営む全ての者に行っていただく必要があります。
Q15 航行区域で義務の適用関係は変わるか。
航行区域で適用関係は変わりません。
Q16 複数航路の事業を営んでいる場合、義務化対象となるのは第二号旅客不定期航路事業の航路だけか。
第二号旅客不定期航路事業の航路のみが対象となります。その他の航路については、義務化対象ではありません。
Q17 複数の船舶を持っているが、全ての船舶にドライブレコーダーを設置する必要はあるか。
第二号旅客不定期航路事業において用いる船舶全てに設置する必要があります。
Q18 使用している船舶が複数あり、普段使っていない船舶にもドライブレコーダーの設置が必要か。
実際に運航する場合には設置が必要となります。運航するまでに設置をお願いします。
Q19 プライバシーや従業員の個人情報への配慮はどのように行えばよいのか。
ドライブレコーダーに記録された映像はプライバシーや個人情報が含まれている可能性が高いため、事前に社内で管理方法を定める等、適切な管理を行ってください。
Q20 義務対象外の事業者でも導入するメリットはあるか。
操船者の振り返りによる能力の向上や、万が一事故が発生したときの状況確認等にも活用可能です。これらは全ての船舶にとって有用なものと考えます。
Q21 普段は使っていないが、第二号旅客不定期航路事業に使用する可能性のある船舶がある。ドライブレコーダーの事前の設置は必要か。
事前の設置は必要ございません。実際に航行する時までに取付けていただければ結構です。ただし、回航として用いる場合もドライブレコーダーの設置は必要な点についてご注意ください。

Q22 一度ドライブレコーダーを用いて動画を撮れば、それを用いて教育訓練を行うことができると考える。常時装着・起動する必要はないのではないか。	
気象海象条件は日々変化することや、ヒヤリハット事例はいつどこで起きるか分からないことから、常時ドライブレコーダーを起動することが必要です。	
Q23 記録した映像は上書きしてはいけないのか。	
教育訓練に役立つ映像ではないと判断したものは適宜上書き・削除をして構いません。しかし、漫然と確認をせず、自動的に上書きされるがままにすることはできません。特に事前に特定の状況の映像について振り返るべきであると分かった場合は、上書きをせず保存・活用するようにしましょう。	
Q24 必ずしもバックアップをしなくてはならないのか。	
自動的に上書きを行う機能を持った装置が多いため、念のためバックアップをとっておくことを推奨しています。しかし、各事業者により置かれている状況は異なるかと思いますので、各自状況に合わせた運用を行ってください。	
Q25 船舶の構造上の制約から、折りたためるポール等にドライブレコーダーを設置している。橋梁下を通過する際などには、ポール等を折りたたむ必要があり、一時的に撮影できない時間が発生するが問題ないか。	
橋梁下の通過時など、船舶の構造や運行上の理由により、一時的にドライブレコーダーによる撮影ができない状態となることは差し支えないと考えております。一方で、橋梁下を短時間に連続して通過する場合など、航行時間の相当部分について継続的な撮影が困難となる場合には、個別の状況に応じた判断が必要となりますので、海事局安全政策課までご相談ください。	
Q26 ドライブレコーダーは高額ではないか。	
ドライブレコーダーの額には幅があり、本義務化要件を満たすものは数万円程度でも購入することが可能です。また令和10年度頃までは、一般社団法人日本中小型造船工業会が、公益財団法人日本財団からの助成を受けて設立した補助制度もございますので、積極的なご活用を検討ください。	
安全管理規程について	
Q1 設備導入にあたり、事前届出や報告義務はあるか。	
設備の設置については、事前の届出や報告義務はございませんが、映像を用いた教育訓練に関して記載した安全管理規程の変更届等が必要となります。	
Q2 安全管理規程はどのように記載すれば良いか。	
「安全管理規程 作成要領（チェックマニュアル）」を参考に、実情に合った形で記載してください。	
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000021.html	
	
Q3 義務化が適用される航路とそれ以外をまとめて一つの安全管理規程で届け出ているが、どうすればよいか。	
教育訓練を行う頻度の記載に続けて、以下の様に事項を追記してください。	
例：年1回以上（〇〇不第〇号〇〇から〇〇航路に限る）	

Q4 いつまでにドライブレコーダーを活用した教育訓練に関する内容を盛り込んだ安全管理規程の届け出をすればよいか。	
義務化開始時点（令和9年4月1日）より前に届け出する必要があります。余裕を持った準備をお願いします。	
Q5 船舶へのドライブレコーダーの設置が済んでいれば、義務化開始時点（令和9年4月）で安全管理規程が未更新でもよいか。	
ドライブレコーダーの設置および安全管理規程へのドライブレコーダーを用いた教育訓練を実施する旨の記載の両方が必要です。安全管理規程の変更も義務化開始より前に行ってください。	
Q6 教育訓練の実施頻度に決まりはあるか。	
各事業者の実情に合わせて、最低でも年に1回以上の教育訓練が必要です。国土交通省 HP 掲載の事例集では、各社の実際の教育訓練事例を記載しておりますのでご参照ください。	
https://www.mlit.go.jp/maritime/content/002009418.pdf	
Q7 教育訓練を実施したことについて、記録する必要があるか。	
安全管理規程に記載のその他教育・訓練同様に、教育訓練記録簿を作成し、保存をお願いいたします。	
ドライブレコーダーの性能要件について	
Q1 ドライブレコーダーに求められる機器の性能や要件は何か。	
詳細は国土交通省 HP (https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000061.html) に掲載されていますのでご参照ください。	
Q2 どのような製品が性能要件を満たすか。	
個々の製品についてご紹介はできかねますが、一般的に自動車用として販売されているドライブレコーダーでも要件を満たすことを確認しております。個別製品の詳細はドライブレコーダーメーカーへお問合せください。	
Q3 船舶専用ドライブレコーダーでなければいけないか。	
必ずしもその必要はありません。自動車用ドライブレコーダー等であっても要件を満たす製品であれば問題ありません。実際の設置環境等に応じて製品を選択ください。	
Q4 防水性能がなければいけないか。	
屋外など、水に濡れる可能性が高い箇所に設置する場合には、防水性能が必須となります。	
Q5 夜間運航時は電源を入れておく必要があるか。	
通常のドライブレコーダーでは、光源の限られる環境下での映像を撮ることが困難であるため、日没から日出までの映像記録は義務化要件ではありません。	
一方で、音声や位置情報等の記録は可能であるため、電源を入れておくことを推奨します。	

Q6 暗視性能は性能要件に入るか。
性能要件ではありません。
Q7 音声の録音は必要か。
事故やヒヤリハット等の映像を振り返る際、警報音等が状況確認の手掛かりとなりますので、音声の録音も求めています。
Q8 性能要件を満たす製品の型式認定は行っているのか。
型式認定はありません。
Q9 性能要件を満たす製品のリストはあるか。
製品リストはございません。各自ドライブレコーダー等の機能が要件に合致するか確認しつつ、自社の事情に適するものを選択してください。個別製品の詳細は、ドライブレコーダーメーカーへお問合せください。
Q10 定期的な機器点検や校正等は義務付けられているか。
義務付けられていませんが、いざ映像を振り返りたいときに記録されていない、といったことを防ぐため、定期的な点検をお願いします。